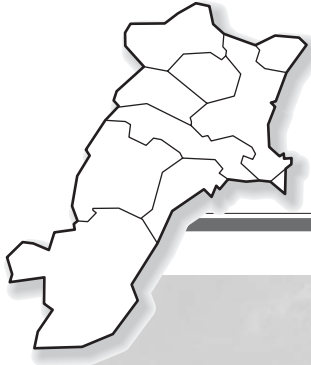


津地区

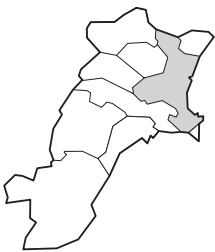
# 合併協議会だより 第9号

平成15年11月1日 ● 津地区合併協議会 ● ☎059(229)3450 ● FAX059(229)3451

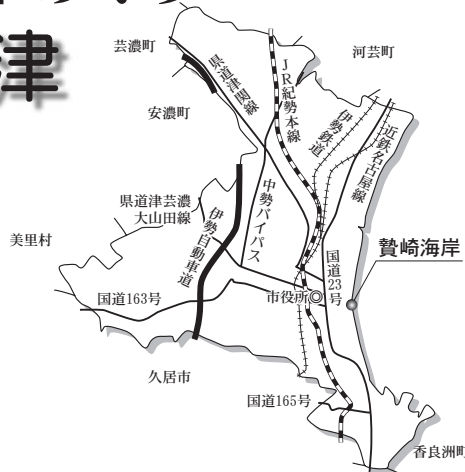


贄崎海岸（津市港町）

## ぶらり新市めぐり



## 津



その昔日本有数の港を有した津のまちは、宿場町、城下町、そして県都として、時代とともにこの圏域の中心的な役割を担ってきました。

市内には、今も長い歴史を伝える文化財が数多く残されています。こうして守り継がれた豊かな文化と伝統は、これまで圏域を支え、支えられてきた交流の絆として、新生「津市」へと受け継がれていきます。

津市の贄崎海岸では、2005年に予定されている中部国際空港の開港に合わせ、いち早くアクセス港の建設に着工しました。世界に向けたさらなる発展の可能性を秘めるとともに、将来への新たな文化の醸成を予感させます。

### 目次

1 ぶらり新市めぐり 津

2 第10回津地区合併協議会での議事

3 第11回津地区合併協議会での議事

4 第11回津地区合併協議会での議事

新市まちづくり計画（原案）の閲覧を終了

5 新市まちづくり計画策定などにかかる住民意見交換会の結果  
津地区合併協議会委員

6 お便りのご紹介

7 合併協定項目  
市町村合併についてご意見・ご要望をお寄せください

8 最近の動き  
協議会の開催予定  
合併協議会を傍聴しましょう

# 第10回津地区合併協議会での議事

9月25日、津市役所大会議室で第10回津地区合併協議会が開催されました。

報告事項では、都市計画部会と建設部会の12分科会の事務事業調整方針を報告し、承認されました。

協議事項では、小・中学校の耐震補強事業や教育集会所の運営にかかわることなど学校教育関係と生涯学習関係の一部を協議しました。

また、新市まちづくり計画の原案に対して、前回の協議会に引き続き、委員からさまざまな意見が出されました。協議された事項と結果は次のとおりです。

## ◆報告事項◆

議 題	結 果
①都市計画部会都市計画分科会の事務事業調整方針について	①原案承認
②都市計画部会開発指導分科会の事務事業調整方針について	②原案承認
③都市計画部会都市整備分科会の事務事業調整方針について	③原案承認
④都市計画部会港湾海上アクセス・海岸分科会の事務事業調整方針について	④原案承認
⑤都市計画部会公園緑地分科会の事務事業調整方針について	⑤原案承認
⑥都市計画部会建築指導分科会の事務事業調整方針について	⑥原案承認
⑦建設部会幹線道路調整分科会の事務事業調整方針について	⑦原案承認
⑧建設部会道路建設分科会の事務事業調整方針について	⑧原案承認
⑨建設部会道路維持分科会の事務事業調整方針について	⑨原案承認
⑩建設部会道路調査分科会の事務事業調整方針について	⑩原案承認
⑪建設部会公営住宅分科会の事務事業調整方針について	⑪原案承認
⑫建設部会建築分科会の事務事業調整方針について	⑫原案承認

## ◆協議事項◆

議 題	結 果
①各種事務事業の取扱いについて (学校教育関係その3)	①原案確認
②各種事務事業の取扱いについて (生涯学習関係その2)	②原案確認



### 各種事務事業の取扱い (学校教育関係その3)

#### 【大規模改造事業】

小・中学校の大規模改造事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在各市町村の小・中学校では、老朽化に伴う設備などの改修を計画的に実施していますが、合併後は新市における公立学校施設整備方針に基づき、基本計画や実施計画を作成し、施設整備の順位を決めて実施します。

#### 【耐震補強事業】

小・中学校の耐震補強事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。



現在各市町村では耐震補強事業の対象となる小・中学校に対して、計画的に耐震診断を実施し、必要な耐震補強工事を実施していますが、合併後は新市における公立学校施設整備方針に基づき、基本計画や実施計画を作成し、施設整備の順位を決めて実施します。

なお、現在耐震補強事業の対象校で、耐震診断がまだ実施されていない学校は、合併までに実施します。



### 各種事務事業の取扱い (生涯学習関係その2)

#### 【教育集会所運営】

教育集会所の運営は、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。

現在7市町村で20カ所の教育集会所がありますが、各施設や活動内容は合併後も現行どおり存続します。

#### 【同和教育研究会補助】

同和教育研究会などへの補助は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在支援を行っている団体などへは、新しい行政区域に合わせた合併を奨励していくとともに、新市全域を活動区域とする連合組織へ支援を行っていきます。

# 第11回津地区合併協議会での議事

10月9日、津センターパレスで第11回津地区合併協議会が開催されました。

報告事項では、市民部会の10分科会の事務事業調整方針を報告し、承認されました。

協議事項では、前回の協議会で提案された町、字の区域および名称の取扱いや各種事務事業の取扱いの中で農林水産関係、商工・観光関係の一部などを協議しました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

## ◆報告事項◆

議 題	結 果
①市民部会市民生活・広聴分科会の事務事業調整方針について	①原案承認
②市民部会市民活動分科会の事務事業調整方針について	②原案承認
③市民部会国際交流分科会の事務事業調整方針について	③原案承認
④市民部会防災交通安全分科会の事務事業調整方針について	④原案承認
⑤市民部会男女共同参画分科会の事務事業調整方針について	⑤原案承認
⑥市民部会戸籍住民分科会の事務事業調整方針について	⑥原案承認
⑦市民部会人権分科会の事務事業調整方針について	⑦原案承認
⑧市民部会地域調整分科会の事務事業調整方針について	⑧原案承認
⑨市民部会総合複合施設分科会の事務事業調整方針について	⑨原案承認
⑩市民部会アスト・ポルタ分科会の事務事業調整方針について	⑩原案承認

## ◆協議事項◆

議 題	結 果
①町、字の区域および名称の取扱いについて	①原案確認
②慣行の取扱いについて(その1)	②原案確認
③各種事務事業の取扱いについて(農林水産関係その1)	③原案確認
④各種事務事業の取扱いについて(商工・観光関係その1)	④原案確認
⑤各種事務事業の取扱いについて(都市計画関係)	⑤原案確認
⑥各種事務事業の取扱いについて(建設関係その2)	⑥原案確認
⑦各種事務事業の取扱いについて(学校教育関係その4)	⑦原案確認

(※一部継続協議)



### 町、字の区域および名称の取扱い

町、字の区域は、現行どおりとし、町、字の名称は津市以外の市町村は原則として従来の町、字名の前に旧市町村名をつけた町名として、地域住民の意向を尊重し調整することが確認されました。

なお、町、字の名称の変更は、住民登録、登記、郵便などの住民生活に大きく影響することから、新市移行時に支障のないように調整します。



### 慣行の取扱い(その1)

市章、市民歌、市民憲章、市の木・花・鳥は、新市において新たに定めることが確認されました。



### 各種事務事業の取扱い(農林水産関係その1)

#### 【農林業関係の国県補助および市町村単独事業】

農林業関係の国県補助および市町村単独事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在各市町村での農林業にかかわる国県補助および市町村単独事業に対する市町村負担割合と受益者負担割合には差があることから、合併後の新規事業は受益者負担割合などを合併と同時に新たな制度で統一することとし、具体的な受益者負担割合などは合併までに調整します。

なお、合併前からの継続事業は、該当事業が終了するまでの間は、合併後も現行の受益者負担割合などを適用する方向で調整します。

また、施設維持管理事業は現行のまま新市に引き継ぎます。



活発な議論が交わされる



### 【漁港整備事業】

漁港整備事業は、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。

現在香良洲町で行われている国の継続事業は現行のまま新市に引き継ぎます。

また、現在各市町村で該当する事業はありませんが、県単独事業では受益者負担割合に差があることから、新市で県単独事業が採択された場合は、受益者負担割合などに対する統一した考え方に基づいて事業を行います。

### 協定 項目 各種事務事業の取扱い (商工・観光関係その1)

#### 【商工会議所など事業補助】

商工会議所などへの事業補助は、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。

商工会議所などへの事業補助は、各商工会議所などの合併状況を見据えながら、合併後3年程度で新たに統一した基準による補助制度を制定します。

ただし、新たな補助制度を制定するまでの間も、現在の補助金額を踏まえた暫定的な交付基準を設け運用していきます。

#### 【企業立地奨励金関係】

企業立地奨励金関係は、合併後1年以内程度で、新市に移行後速やかに調整することが確認されました。

現在9市町村で企業立地の促進にかかわる奨励制度などがありますが、合併時には現在の各市町村の奨励制度などを現行のまま存続し、合併後1年程度で新しい制度を制定します。

なお、新しい制度が制定されるまでに立地した企業などに対しては、各市町村の該当する奨励制度などの期間が終了するまで、その内容を暫定的に適用します。



### 【花火大会、各種祭り】

花火大会と各種祭りは、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。

現在各市町村で行われている花火大会、各種祭りなどで、地元主導による実行委員会などの方式により行われるものは、合併後も引き続き支援を行っていきます。



### 協定 項目 各種事務事業の取扱い (都市計画関係)

#### 【市町村都市計画審議会】

都市計画審議会は合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

現在2市4町で都市計画審議会が設置されていますが、新市では新たな条例化のもと審議会を設置し、学識経験者などの委員の選定を行います。

#### 【開発指導要綱】

開発指導要綱は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。(なお、開発負担金については、廃止の方向で調整します。)

現在各市町村での開発指導要綱の取り扱いが異なるため、要綱の適用対象や内容について調整を図ります。

### 協定 項目 各種事務事業の取扱い (建設関係その2)

#### 【市町村道の路線認定、変更、廃止】

市町村道の路線認定や変更、廃止は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。

現在市町村道に認定されている道路は、新市の市道として引き継ぎます。合併後は新たに基準を作成し、統一的な認定作業を行っていきます。

また、認定時期は原則年1回とします。

### 【道路建設事業などの受益者負担】

道路建設事業などの受益者負担は、合併と同時に津市、久居市、香良洲町の例により調整することが確認されました。

現在各市町村において認定された道路の新設改良や維持事業に係る受益者負担割合には差がありますが、新市では市道に認定された道路は、受益者負担を求めないこととします。

### 協定 項目 各種事務事業の取扱い (学校教育関係その4)

#### 【日本体育・学校健康センター災害共済給付事務】

日本体育・学校健康センター災害共済給付事務は、継続して協議することになりました。

現在各市町村での災害共済給付に係る掛け金の保護者負担割合には差がありますが、新市では年間で幼児1人当たり200円、児童・生徒1人当たり420円の掛け金を保護者が負担するよう調整することが提案されています。

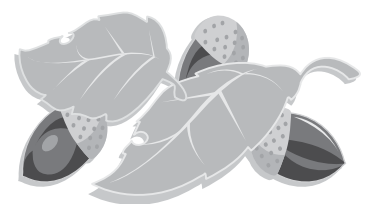
#### 【遠距離通学費補助金】

遠距離通学費補助金は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在1市2町1村では旧村合併や学校の統廃合、スクールバスの運行事情などの理由から、地区や対象者を限定して遠距離通学費補助金を交付しています。

新市では現在対象となっている地区や条件に該当する生徒に限り補助制度を継続します。

なお、補助内容は通学距離や地域の実情などを考慮し、新たに基準を設けます。



## 新市まちづくり計画(原案)の閲覧を終了

合併協議会では、新市まちづくり計画(原案)の閲覧を8月21日から10月10日まで、各市町村の合併担当部課やホームページなどで行ってきました。

閲覧中は、各市町村で行われた住民意見交換会をはじめ、お便りやEメールなどで、みなさんからた

くさんの貴重なご意見・ご要望をいただき、ありがとうございました。

今後成案に向け策定作業を進めていきますが、頂いたご意見などは、できる限り計画の中に反映させていただきます。

## 新市まちづくり計画策定などにかかる 住民意見交換会の結果

合併協議会では、新市まちづくり計画の原案などに対してご意見をいただくため、9月から10月にかけて各市町村で住民意見交換会を開催しました。

意見交換会では各市町村合わせて900人を超えるご参加をいただき、たくさんのご質問、また貴重なご意見やご要望をいただきました。

主なご質問やご意見などは次のとおりです。

○ 新市まちづくり計画は何年後を想定した計画か。

答 新市まちづくり計画は、ハード、ソフト事業を含めた平成17年度から平成26年度までの10年間の新市の基本的なまちづくりの方向を示した計画になっています。

○ 構成市町村内には同じような施設がいくつもあるので、有効活用を図るとともに、縮小できるものは縮小すべきでは。

答 それぞれの施設は現在住民のみなさんが利用しており、縮小は難しい面がありますが、重複する施設の有効活用は合併効果の一つでもあることから、検討すべき重要な課題であると考えています。

○ 過疎対策に対する考え方はあるのか。

答 過疎化を防ぐには産業を活性化し、就業の場を確保することが重要であると考えており、特に20代、30代の若者の流出を抑える産業施策などを検討していきたいと考えています。

○ 地域審議会の設置はどのように考えているか。

答 地域審議会については、今後合併協議会で協議されますが、各市町村から設置してほしいという強い要望があります。

○ 具体的な事業よりも財政状況を示してほしい。

答 財政計画は現在検討中ですが、主な事業などは財政状況を把握しながら検討していく必要があり、できるだけ早く公表していきたいと考えています。

○ 行政サービスが低下しないような施策を実施してほしい。

○ 10の市町村が手をつなげるような心のこもった施策を検討してほしい。

○ 文章の表現が難しく、住民と行政との協働を進めていくのであれば、もっと分かりやすい表現になるように工夫してほしい。



意見交換会の様子

住民意見交換会の参加者数

市町村名	参加者数(人)
津市	115
久居市	172
河芸町	103
芸濃町	78
美里村	33
安濃町	62
香良洲町	56
一志町	118
白山町	54
美杉村	113
合計	904

※ 詳しい内容は、ホームページでご覧いただけます。

### 津地区合併協議会委員

美里村で村議会議員選挙が行われ、協議会委員に変更がありました。

市町村名	役職	氏名
美里村	市町村合併調査特別委員会委員長	永田正

# お便りのご紹介



市町村合併について、協議会事務局にたくさんのご意見・ご要望をいただきありがとうございます。  
お便りの中から、要約整理してご紹介します。



- ・各市町村の水道料金の格差が大きようですが、料金が上がらないようにしてほしい。
  - ・バリアフリー先進市を目指し、福祉面での充実のために、新市で独自のサービスを立ち上げることも良いのではないのでしょうか。
  - ・合併する10市町村の圏域らしいまちづくりとして、美しい自然を残した地球環境にやさしいまちとして統合してほしい。
  - ・児童福祉の面からも学童保育の存続を強く希望します。
  - ・現在の厳しい行財政運営の中、合併することの原点に立ち、議会議員の選挙は特例は適用しないで合併と同時に選挙をし、住民の期待と信頼に支えられた夢と希望の持てる新市のスタートをすべきです。
  - ・合併後は新市長、新議員と地域審議会による住民中心の新しいまちづくりの推進を願います。
  - ・新市では全国が注目するような若い世代が参画するまちづくりを目指すべきです。
  - ・現在県内にはいくつかの市民病院がありますが、新市では合併を機にぜひ設立を検討してほしい。
  - ・行政機能を徹底的に簡素化するとともに、住民の知恵と力である各種NPO組織と行政の一体化を図ること。
  - ・新市まちづくり計画で重要なことは幹線道路の充実であり、新市への中心部への道路整備と各地域を結ぶための各市町村付近の道路改良を優先すべきである。
  - ・地場産業の活性化は、失業者を減らすことから重要な施策と考えます。
  - ・圏域内でも犯罪が増加していますが、圏域が大きい新市では、地域ボランティアによる交番のような施設を作るべきと考えます。
  - ・新市の移行に伴うオンラインのトラブルは絶対に起こらないようにするとともに、現場の担当職員への研修を徹底してほしい。
  - ・合併して歳入が増えても、公共事業などの借金や新しい課税がされるのではないかと不安です。
- \* 紙面の都合上、お寄せいただきましたお便りの一部しか掲載できませんが、ホームページでもご紹介していますのでご覧ください。

〈平成15年9月1日から9月末日到着分まで(件)〉

市町村名	お便り件数	男	女	不明	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明
津市	23	12	11	—	—	3	6	7	—	4	—	3
久居市	13	9	4	—	—	1	3	—	1	7	—	1
河芸町	10	6	4	—	1	1	—	1	4	2	—	1
芸濃町	2	—	1	1	—	—	—	1	—	—	—	1
美里村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安濃町	5	5	—	—	—	—	—	1	3	1	—	—
香良洲町	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
一志町	3	3	—	—	—	—	—	—	—	2	1	—
白山町	3	3	—	—	—	—	—	—	1	2	—	—
美杉村	7	5	2	—	—	—	2	1	1	2	—	1
不明	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	2
合計	69	44	22	3	1	5	11	12	10	20	1	9
4月分からの合計	500	313	159	28	7	40	52	90	134	113	9	55



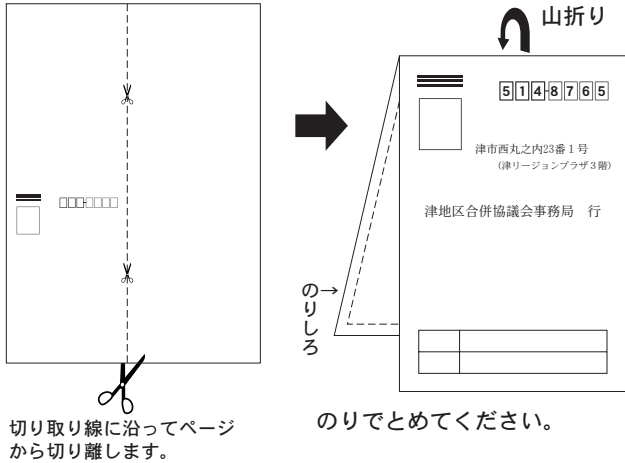


## 返信用封筒の作り方

市町村合併についてのご意見・ご要望を事務局までお送りください。

裏面のご意見欄と所定のアンケート項目にご記入の上、点線部分に沿って切り取ると返信用の封筒になります。

下図のように二つ折りにしてのり付けした上で、郵送してください。（切手は必要ありません）



～みんなで考えよう！市町村合併～

(山折り)

料金受取人払

津中央局  
承認

1273

差出有効期間  
平成17年3月  
末日まで有効

●切手不要

5 1 4 - 8 7 6 5

津市西丸之内23番1号  
(津リージョンプラザ3階)

(切り取り線)

津地区合併協議会事務局 行



※差し支えなければ、ご記入ください。

ご住所	
お名前	

## 最近の動き

- 10月4日 久居市の久居まつりで啓発活動を実施
- 6日 美里村で意見交換会を開催
- 9日 第11回津地区合併協議会を開催
- 12日 津市の津まつりで啓発活動を実施
- 23日 第12回津地区合併協議会を開催
- 26日 白山町のふれ愛フェスタで啓発活動を実施
- 31日 第5回新市建設計画策定懇話会を開催
- 11月1日 合併協議会だより第9号を発行

## 協議会の開催予定

### ●第13回津地区合併協議会

とき 11月6日(木)、午後6時～

ところ 久居市総合福祉会館大会議室(3階)

### ●第14回津地区合併協議会

とき 11月20日(木)、午後6時～

ところ 久居市総合福祉会館大会議室(3階)

## 合併協議会を 傍聴しましょう

津地区合併協議会では、協議会を公開で行っています。会場に傍聴席を設けていますので、受付でお申し出ください。

なお、合併協議会に提出された資料は、合併協議会事務局および構成市町村の合併担当部課やホームページで閲覧できます。

## 編集/発行

### 津地区合併協議会事務局

(津リージョンプラザ3階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎059(229)3450/FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp>